



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3833 号 2017.8.13 発行

<わたしの道しるべ>障害者に平等な社会へ

河北新報 2017年8月13日



◎宮城県築館高1年 星日菜（はるな）さん（15）＝栗原市
私には、脳に重い障害がある中学2年の弟がいます。歩くこと、話すこと、食べることもできません。自分では何もできないのですが、かわいい弟です。支援学校に行ったり親戚が集まるなど、周りに人がいてにぎやかだと笑顔になります。

車いすで外出するときも鼻からチューブを入れているので、奇異な目で見られたこともあります。他の子とは違うけど、私は違和感を持ったことはありません。

相模原市で知的障害者施設で19人が殺害される事件が起きたり、埼玉県では障害者支援施設の男性利用者が送迎車内に放置され、熱中症で亡くなるなどしています。誰もが等しく一つの命を持つ人間として扱われていないのだと思います。

人々の障害者に対する見方や考え方が変われば、社会は変わります。障害者は何もできないのではないのです。弟は動けないけれど、家族を笑顔にしてくれます。

障害者が活躍できる場があれば、偏見や差別はなくなるはずですが、そんな社会になってほしいし、ならなくてはいけないと思います。



「絶頂とどん底…終わりなき旅」 雑誌「Number」が清原和博氏の取材を続けるワケ 産経新聞 2017年8月13日
自宅静養中の清原氏が表紙に登場した「Number」（2017年7月13日号）

スポーツ雑誌「Number」（文芸春秋）が、覚せい剤取締法違反の罪



で有罪判決を受けた元プロ野球選手、清原和博氏（49）を断続的に取り上げている。現在は自宅静養中だが、同誌にだけは何度も登場し、インタビューを受けている。清原氏への接触を続ける同誌編集部の鈴木忠平氏（40）に話を聞いた。

衝撃の姿

6月下旬、「Number」（7月13日号）の表紙を見た多くの野球ファンが思わず目を疑った。現役時代の姿からは想像できない、別人のようにやせこけた清原氏が写っている

たからだ。



2時間6分のインタビュー全文が掲載された同号は10万部以上売れ、完売した。同誌が清原氏を取り上げようと動きだしたのは昨年5月だった。



「おれ、清原が好きでさあ…」。同誌の松井一晃編集長

は、酒の席で鈴木氏に語った。日刊スポーツで16年間、中日ドラゴンズと阪神タイガーズを担当した鈴木氏も、ずっと清原氏のことが気になっていた。



「立浪（和義）さんや片岡（篤史）さんと雑談していると、よくPL学園の話になるんです。それで清原さんの話をよく聞いてました。『怖そうだけど、じつは情に厚くて、優しい。みんな清原さんが好きだった』とか」

PL学園高校時代、清原氏は甲子園で計13本の本塁打を放っている。今回の特集では、打たれた側である相手投手のその後を追いかけて、今の思いを語ってもらう。鈴木氏を中心に集中的な取材を行い、元投手たちへの接触に成功した。

反対意見も

昨年8月10日、リオデジャネイロ五輪の最中だった。PL時代の清原氏が表紙を飾った「Number」（9月22日号）が全国の書店、コンビニに並んだ。

特集のタイトルは『甲子園最強打者伝説 13本の本塁打物語』。副題は『打たれたライバル全員が語る。清原和博に捧ぐ、夏の追憶ノンフィクション』。

清原氏へのエールが込められた内容だったが、当時は有罪判決の確定からまだ2カ月も経ってない。執行猶予中とはいえ、「犯罪者」のイメージが生々しい時期だった。社内でも「五輪中に表紙をするのはどうなんだ」などの反対意見が出た。

それでも松井氏は“清原特集”でいくと決意した。鈴木氏は「編集長もこの時ばかりは自分の思いを貫いたという感じでした。僕も、読んでくれる人はいるとは思ってましたが、表で『読んだ』とは言いづらい人がいたかもしれません」と振り返り、こう続けた。

「普通は打たれた側は『もういいや』という心境になりますよね。でも、清原さんに打たれた投手はそうではなかった。むしろ打たれたことが誇りだ、と。みんな『痛み』と思っていないんですよ」

約30年前の勝負を再現した特集は大反響で、すぐに単行本化が決まった。鈴木氏は追加取材のため、再び元球児たちを訪ねる旅に出る。

「清原です」

昨年9月、鈴木氏が東海道新幹線の三河安城駅（愛知県）から「こだま」の東京行き最終列車に乗ると、携帯電話に登録していない番号から着信があった。鈴木氏は元球児の取材のため、愛知県入りしていた。

折り返すと、低い声で「清原です」と返ってきた。弁護士には掲載誌を発送していたため、清原氏は鈴木氏の連絡先を知っていたのだ。

「友達がふざけているのかなと思いましたが、もう1度、『清原です』と。それでわかりました。声のトーンで。清原さんはずっとしゃべってました。『今、外に出られないし、人にも会えないが、何回も読んでます』と。うれしかったですね」

鈴木氏が清原氏と直接話したのは初めてだったが、これ以降、電話でのやりとりが何度かあった。そして、昨年末、1冊の単行本が発売された。

『清原和博への告白 甲子園13本塁打の真実』（文芸春秋）。表紙は、清原氏が愛用していた金属バットだ。甲子園球場に併設されている「甲子園歴史館」から清原氏の許可を

得て借りた。

単行本が出た直後、本人から「あのバットの影にぐっときた」という感想を聞いた。

独占インタビュー

そして、今年5月、ついに清原氏と直接会って、取材する機会が訪れた。鈴木氏のインタビューに応じたのだ。

約束の場所に現れた大打者はやせ細り、憔悴（しょうすい）していた。記事には随所に「(沈黙6秒)」といった表現がある。なかなか言葉が出てこないのが現実だ。

「けっこうショックでした。もう少し回復していると思っていましたが、そんなことないんですね。これから球界復帰に向けてがんばります、みたいなエンディングを予想していましたが…」

ただ、清原氏も思うことがあったようだ。自らの人生を振り返るインタビューに2週間に1回のペースで応じ、同誌で「告白」として連載されている。

鈴木氏は、取材では注意していることがあると明かす。

「清原さんから、読者からも、ある程度距離を取っています」

読者からは「犯罪者をなぜ取り上げるのか」といった厳しい意見もあるが、鈴木氏は「これほどの絶頂とどん底を経験した一流のスポーツ選手はなかなかいません。その心境や人生をありのまま記録する、そういうスタンスですね」と説明する。

取材過程はまさに「清原伝説をめぐる旅」となる。鈴木氏は単行本で「なぜ、清原の記憶は消えないのか。取材は、その答えを探す旅だった」と記している。

清原氏への取材は続いている。

「終わりが見えないし、設定もできません。旅はまだまだ続きそうです」

(新プロジェクト本部 山本雄史)

【プロフィール】鈴木忠平 すずき・ただひら 1977年、千葉県出身。2000年、日刊スポーツへ入社。記者として中日、阪神を担当した。2016年4月に独立し、現在「Number」編集部所属。

【プロフィール】清原和博 きよはら・かずひろ 1967年、大阪府岸和田市出身。PL学園で春夏5大会連続甲子園に出場し、13本塁打を放つ。86年、西武にドラフト1位で入団、97年にFAで巨人へ。その後、オリックスに移り、2008年に引退した。プロ通算525本塁打は歴代5位。昨年6月、覚せい剤取締法違反の罪で懲役2年6月、執行猶予4年の有罪判決が確定した。

県内初の児童家庭支援センター「つながり」開所 鹿屋市



南日本新聞 2017年8月12日
プレイルームなどを備える児童家庭支援センター「つながり」=鹿屋市西原2丁目

鹿児島県内初の児童家庭支援センター「つながり」が、鹿屋市西原2丁目の児童養護施設・大隅学舎隣接地に開所した。認定心理士など専門の資格を持つ職員が、子どもや保護者らの相談に24時間体制で無料で応じる。

社会福祉法人林愛会(鹿屋市)が2014年4月から運営する「子ども相談・支援ルームつながり」が、7月中旬に県の同センターとして

の認可を受けた。運営費の一部は国と県が補助する。

職員4人が電話や来所、メールで相談に応じる。来所は緊急の場合を除き、午前9時～午後5時。つながり=(0800)2001399。

窓口負担 批判相次ぐ 生活保護医療扶助 削減狙う しんぶん赤旗 2017年8月13日

政府は生活保護の医療扶助について、「適正化」という名のもとに支給抑制・削減を狙っています。最低限度の暮らしができるよう憲法で保障された生活保護の切り捨ての一環で、関係者から批判の声があがっています。(前野哲朗)

安倍政権の冷たい姿勢が大本にあります。安倍政権が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2017」(骨太の方針、6月)は、同じ医療機関に月15日以上受診する「頻回受診」対策の強化を明記しました。2月から行われている生活保護制度の見直しに向けた国と地方の実務者協議では、“頻回受診”対策として、医療機関での生活保護受給者への窓口負担導入も議論になっています。

全国生活と健康を

守る会連合会(全生連)はこうした動きを警戒。事務局の田川英信さんは「生活保護の場合、医療費がタダだから余計に医療機関にかかっていると思っているのが間違いだ」と述べ、事実認識に誤りがあると指摘します。受診が必要でも、自己負担が「無料」という後ろめたさから病院に足が向かないケースが多い生活保護受給者の実態について述べ、「基本的に今、“頻回受診”を規制するという状況ではない」と話します。

子ども受診率低く

社会保障審議会の生活保護制度に関する専門部会(7月27日)で厚生労働省は、生活保護受給者が月にどれだけの医療機関にかかっているか(受診率)を生活保護受給者以外の人と比較したデータを提出していますが、同データでは、子どもや高齢の年齢層ではむしろ生活保護受給者の方が、医療機関にかかっている件数は少なくなっています。(グラフ参照)

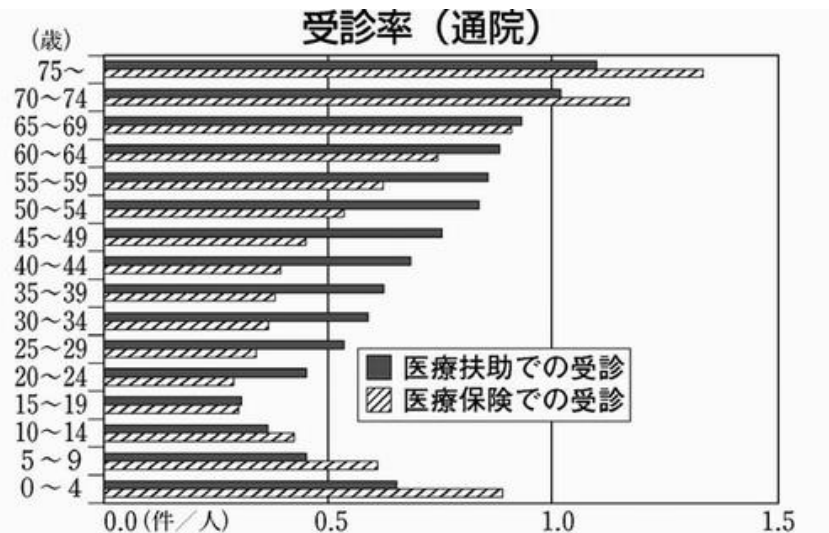
同専門部会で日本医師会常任理事の松本吉郎氏は、「実感としても、子どもの場合は、重篤(じゅうとく=病状が重い)になってから受診させる保護者が多い。データを見ても生活保護受給者が過剰に医療を受けていることはない」と語り、適切な受診につながるサポートこそ必要だと表明しました。

“頻回受診”対策として大阪府などが求めているのが、生活保護受給者はいったん患者負担分を窓口で支払い、その後、負担分の払い戻しを受ける「償還払い」という手法です。

政府が偏見を助長

同専門部会では、これについても首都大学東京の岡部卓教授が意見を表明。「(償還払いは)一定の所得を前提にしている考え方に立つもので、生活保護においてはなじまない。強く反対を訴えたい」と述べ、必要な受診が抑制される危険を指摘しました。他の委員からも反対意見が相次ぎました。

全生連の田川さんも償還払いについて「特に月末になるとお金のやりくりで苦勞する生



※「受診率」とは、2015年6月の1カ月間における被保護者1人あたりの利用した病院などの数。「医療保険での受診」については、2014年度分を12で割ったもの

出典：社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会(第5回)の資料4「医療扶助の適正化・生活保護受給者の健康管理について」

活保護受給者は、いったん支払うお金もなくして受診できず手遅れになる可能性もある」と言います。「今でもバッシング（生活保護たたきの攻撃）などがあり、貧困や病気、経済的困難に苦しむ人たちが安心して受けられる権利となっていません。生活保護の医療扶助削減の議論を政府が進めること自体が生活保護への偏見を助長しています」と語り、医療扶助に焦点をあてた生活保護攻撃をやめるように求めています。

車いす女性から現金奪う 団地エレベーター ytv ニュース 2017年8月12日

11日午後8時ごろ、大阪府和泉市の市営団地に住む69歳の女性が、エレベーターの中で、現金9000円の入ったかばんを奪われた。女性は足のけがのため車いすを使っていて、エレベーターから後ろ向きで降りようとしたところ一緒に乗っていた面識のない男が突然、出入り口をふさぎ、女性がたすきがけしていた手提げかばんを強引にひっぱって持ち去ったという。女性にけがはなかった。男は30代くらいとみられ、黒っぽい半袖シャツと半ズボン姿。警察が強盗事件として捜査している。

人権回復を訴え続けた詩人 映画「硯雄二」上映 大阪日日新聞 2017年8月13日

ハンセン病の強制隔離政策にあらがい、人権回復を訴え続けた詩人の生涯を記録したドキュメンタリー映画「硯（こだま）雄二 ハンセン病とともに一熊笹の屋根の生涯」が淀川区十三のシアターセブンで19日から25日まで上映される。

硯さんは2014年5月に82歳で生涯を終えたが、患者の名誉と基本的人権の回復を訴えた活動家で、詩人としても心に響く作品を残している。

同時上映として「家族・親族への思い～ハンセン病回復者からのメッセージ」も上映される。初日の19日はハンセン病回復者支援者センターコーディネーターの加藤めぐみさんと、ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会事務局長との対談が予定されている。

映画上映は連日午後1時から。問い合わせは電話06（4862）7733、シアターセブン。（高橋聡）

オレたちにも言わせろ！こんな妻はイヤだ！夫に嫌われる6つのタイプ



産経新聞 2017年8月13日

「こんな夫はイヤや」やて？ほな、オレかて言わしてもらおうわ！

先日、「教えて！goo」で「こんな夫は妻に嫌われる！専門家に聞いた8つのタイプ」という記事をリリースし、反響を呼んだ。しかしながら、どちらか一方が悪いわけではないのが夫婦というもの。夫の方にも言いたいことはあるはず！ということで、今回は男性カウンセラーに話を聞いてみた。

当てはまる女性は要注意！専門家が考える“ダメ妻”

男性のための離婚・夫婦問題相談を得意とする、夫婦カウンセラーで行政書士の中森豊さんによると、夫に嫌われやすい妻の言動は6つに分類される。

(1) 趣味を全く理解しない、お小遣いを制限する

「当然のように夫のマンガやフィギュアを処分。そのくせ自分は韓流ドラマのDVDを購入したり、アイドルのコンサートに出かける妻もいます」（中森さん）

(2) 子どもの前で夫や親族の悪口を言う

「夫に対する娘の言動が、明らかに悪意あるものにも変わることも。夫の実家から何かしてもらっても、お礼や感謝の電話をしないこともマイナスです」（中森さん）

(3) 家の中が汚い、料理の手抜きが多い

「子どもが食べた残り物や、チンしたレトルト食品しか食卓に並んでいない。お昼は外食が多い夫は、家では家庭的な味を求めたいものです」(中森さん)

こう聞くと「家事はすべて女性の仕事なの!？」という反発もありそうだが、外で働いて帰ってきた男性は、家庭内に癒しを求めていることが多いようだ。

プライドの塊! 男性を傷つける言動とは?

(4) 夫を立ててくれない

「仕事から帰ってきたら、やはりねぎらいの言葉や感謝の言葉をかけて欲しいもの。他の夫と比べてため息をつくのはやめて欲しいです」(中森さん)

(5) 仕事の苦勞を知らな過ぎる、給料が少ないと不満を言う

「男性は『自宅を購入して35年ローンを背負っている俺に、まだ不満があるのか!』などと思っています」(中森さん)

(6) 命令する、自分の都合のいいように教育しようとする

「会社で上司に命令されながら仕事をして、家に帰ると今度は妻から命令される…。そのため『~して当然でしょ!』と頭ごなしに命令されると、それまでガマンしていたものも含めて爆発する場合があります」(中森さん)

特に後半の3つに共通するのは、「男性は女性が思っているよりもずっとプライドが高い」ということ。

「しかし、女性はそのことに気がついていないことが多い。なので、夫婦間に紛争が起こった場合、夫のプライドをズタズタに傷つけ、再起不能になるまで追い込んでいるような女性もいます」(中森さん)

妻が言っていることは正論かもしれないが、反論できないところまで追い込むと夫は立ち直れなくなることも…。「当てはまるが、夫とは上手くやっていきたい」と考えている女性は、伝え方を変えるなど少し工夫してみてください!(酒井理恵)

●専門家プロフィール: 中森豊 行政書士、なかもり法務相談事務所代表。「産後クライシス」による自身の離婚危機の経験から、夫婦修復や円満離婚に向けたカウンセリングを行っている。法律では解決できない夫婦や子どもの問題に取り組み、特に子どもと離れ離れになったり、孤立しがちな男性向けの相談やカウンセリングが得意。年間約100件の相談実績あり。1974年生まれ、広島市在住。

社説: 犯罪被害給付 幼い遺児への支援手厚く 京都新聞 2017年08月13日

犯罪被害者と残された遺族を経済的に支援する「犯罪被害給付制度」が来年度から大幅に拡充されることになった。

原則的に支給されなかった親族間の犯罪について、18歳未満の遺児に支給の道を開くほか、まだ幼い遺児への給付金を手厚くして支援を充実する。

最近では夫婦や親族間の犯罪が多いという印象がある。警察庁が昨年中に摘発した殺人事件(未遂を含む)770件のうち半数以上は親族間で起きているようだ。

ところが、現行の制度では、親子や夫婦、兄弟間など家族同士であった殺人事件の場合は、被害者や家族への給付が行われにくかった。被害者に支払われた給付金が加害者に渡る恐れがあり、社会の納得を得にくいのが理由だという。

過半数の給付対象者を除外する社会制度はあり得ない。親の犯罪によって心に傷を背負い、突然に働き手を失った子どもが被害者として扱われないのは理解に苦しむ。親の犯罪であっても、子どもを経済的に苦しい立場に追い込むことは避けなければならない。

子どもへの支援拡大の理由として、警察庁の有識者検討会の提言は「一般的に自活能力がないほか、精神的、経済的打撃が大きい状況が認められ、自立に向けた支援をより手厚くする必要が高い」としている。

制度の見直しは妥当であり、今後は国家公安委員会規則を改正する必要がある。公正で

使いやすい制度設計を急いでもらいたい。

提言では、親族間犯罪の特例として、無理心中に巻き込まれた場合、片方の親族に子どもが引き取られるなどして遺族給付金が加害者の利益にならないと判断されれば、18歳未満の遺児にも支給できるようにする。

幼い遺児への給付金の増額は8歳未満を対象とする。現行は被害者の収入を基準に、犯罪被害の発生から10年分を支給しているのを、遺児が自立年齢に達する18歳になる年数分に支給額を増やす。

しかし、これでは遺児の大学進学を視野に入れた制度とは言い難い。本人の進学意向や意思に応じた柔軟な形を目指すべきだろう。

他にも離婚調停中の夫婦や暴力で支配関係にある親子など、親族関係が破綻している場合には親族間犯罪で定められた全額を支給する。児童虐待とドメスティックバイオレンス(DV)に限っていた親族間犯罪での支給枠を大幅に広げるといふ。

犯罪被害給付制度は、犯罪被害に遭った本人やその遺族を社会全体で支えようと、1981年に導入された。被害者が死亡した場合、最高約3千万円が遺族に支給され、けがを負った人には治療費の支給がある。2016年度に390人に対して計8億8000万円あまりが支払われた。

だれでも犯罪に巻き込まれる可能性はあり、給付拡大の意義は大きい。被害者への支援は、まだ道半ばである。家族観や暮らしの形は多様化しており、この意味でも制度の不断の見直しは続けるべきだろう。

【主張】18歳成人案 少年法適用も引き下げよ 産経新聞 2017年8月13日

上川陽子法相が、成人年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる民法改正案について、今秋の臨時国会への提出を検討していると明らかにした。

上川氏は「選挙権も18歳以上に引き下げられており、それに伴う義務と責任にどう対応していくか、トータルで考える必要がある」と述べた。

妥当な判断だが、改正案はもともと通常国会に提出される予定だった。テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の成立を優先させ、提出は見送られていた。

法相の諮問機関、法制審議会は平成21年に18歳成人を答申しており、いまだに実現していないのは遅すぎるのである。

加えて、「義務と責任」の問題を考慮するなら、少年法の適用年齢も現行の20歳未満から18歳未満に引き下げるべきである。

28年6月に施行された改正公選法は、選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げ、付則に「少年法と民法について必要な法制上の措置を講じる」と明記していた。

公選法と少年法と民法で、大人と子供の境目が異なるのはおかしいのであり、当然、調整を図るべき宿題だったのである。

処罰より更生を重んじる少年法の趣旨に合わないとして、適用年齢を引き下げることへの反対論は根強い。

しかし現行の法制下でも死刑を禁じているのは17歳以下だ。究極の刑があり得る18、19歳に少年法が適用されるのは、大いなる矛盾がある。

少年法はこれまでも、重大な少年事件が発生する度に刑事罰適用年齢を「16歳以上」から「14歳以上」に、少年院送致の下限年齢を「14歳以上」から「おおむね12歳以上」に引き下げるなどの改正を繰り返してきた。

適用年齢の引き下げと厳罰化は時代の要請である。更生可能性の追求は、年齢の区切りより、運用や処遇で対応すべき問題だ。

成人年齢の引き下げをめぐっては、20歳未満の飲酒や喫煙を禁じる未成年者飲酒禁止法と未成年者喫煙禁止法については、健康被害や非行防止などの観点から慎重な意見が多

い。競馬や競輪など公営ギャンブルでも同様である。

物事の判断能力を認めて選挙権を付した以上、民法や少年法の改正と併せ、18歳以上には自己の判断に任せるべきだろう。

社説：個人向け融資／問われる金融機関のモラル 河北新報 2017年8月13日

日本銀行が4年以上も続けている大規模な金融緩和。その負の側面、ゆがみが私たちの身近なところに悪影響を及ぼしているのではないか。

例えば、銀行によるカードローン融資だ。日銀の統計によると、2004年以降、3兆円台で推移していたが、14年3月には4兆円を突破。16年度末には約5兆6000億円と急増の一途である。背景にあるのは日銀のマイナス金利政策だ。

無担保で使途に制限のない銀行カードローンの金利は十数%。1%前後の住宅ローンと比べて極めて高い。低金利下で利ざやを稼ぎにくくなっている金融機関にとって貴重な収入源になっている。

銀行が融資拡大を進める一方で増えているのが、個人の自己破産申し立てである。16年は前年比約780件増の約6万4000件に上った。前年を上回ったのは実に13年ぶりのことという。

国会や日本弁護士連合会から融資拡大を問題視する声が相次ぎ、全国銀行協会は3月、加盟行に審査体制の見直しを要請した。だが全銀協が5月に実施したアンケートで、実際に審査を厳格化したのは全体の1割に満たなかったという。「エスカレートする状況にあるのではないか」（麻生太郎財務・金融担当相）と言われても仕方がない。

もう一つ、気になることがある。銀行が賃貸住宅の建設資金を個人に貸し出す「アパートローン」の膨張だ。日銀によると、16年の融資額は前年比2割増の約3兆7000億円に達し、比較可能な10年以降で最大となった。

アパートローンの借り手は土地などの担保がある上、ローンの金利は住宅ローンより高く、銀行にとっては貸出金残高を伸ばせる。

日銀の4月のレポートを見ると、不動産業向け貸出残高実績が九州や東北など地方によっては経済実勢で説明できる水準から懸け離れているという。融資に前のめりな様子が見えがえる。

人口減少時代にあって貸家建設が過剰になれば、空き室率が急上昇するのは明らか。そうなればローン返済に窮する大家が続出し、借り手のないアパートが街に散在することになりかねない。

貸家バブルを生みかねないと金融規制当局も監視を強め、最近になって貸出額は減少に転じた。だが心配されているリスクが今後、顕在化しない保証はない。

かつての消費者金融のようにカードで個人にどんどん貸したり、収益性に疑問符が付く物件に融資したりするケースもあると指摘されている。低金利下で金融機関のモラルが問われている。社会問題になりかねない状態を放置していいはずはない。規制当局は厳格にチェックすべきだ。業界も地域経済に資する資金需要の掘り起こしという本来の役割に沿って業務を見直してもらいたい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

